

市第 133 号議案

横浜市工場立地法市準則条例の一部改正

横浜市工場立地法市準則条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市工場立地法市準則条例の一部を改正する条例

横浜市工場立地法市準則条例（平成12年 2 月横浜市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に改める。

第 3 条中「第 4 条の 2 第 3 項」を「第 4 条の 2 第 2 項」に改め、「緑地の面積の敷地面積に対する割合」の次に「（以下「緑地面積率」という。）」を加える。

本則に次の 1 条を加える。

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第 4 条 次に掲げる施設及び土地については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 100 分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

- (1) 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号。以下「省令」という。）第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設
- (2) 緑地（前号に規定する建築物屋上等緑化施設を除く。）と省令第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第

1号トに掲げる施設が重複する土地

別表第1及び別表第2中「緑地の面積の敷地面積に対する割合」を「緑地面積率」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い関係規定の整備を図るとともに、建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合に関する規定を新設し、工場緑化等の促進を図るため、横浜市工場立地法市準則条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市工場立地法市準則条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（趣旨）

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、第4条の2第2項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（区域の区分における設定区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第3条 法第4条の2第2項に規定する区域の区分における設定区域並びに緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第4条 次に掲げる施設及び土地については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

- (1) 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第3条に規定する建築物屋上等緑化施設
- (2) 緑地（前号に規定する建築物屋上等緑化施設を除く。）と省令第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設が重複する土地

別表第1（第3条）

区域の区分	設 定 区 域	$\frac{\text{緑地面積率}}{\text{緑地の面積の敷}} \\ \frac{\text{地面積に対する}}{\text{割合}}$	環境施設の面積 の敷地面積に対 する割合
(省 略)			

別表第2 (第3条)

区域の区分	設 定 区 域	$\frac{\text{緑地面積率}}{\text{緑地の面積の敷}} \\ \frac{\text{地面積に対する}}{\text{割合}}$	環境施設の面積 の敷地面積に対 する割合
(省 略)			